



社 協
ボランティア

ニュース

発行者 社会福祉法人 伊根町社会福祉協議会

TEL : 0772-32-0176 FAX : 0772-32-1416

〒626-0413 伊根町字泊1番地 伊根町老人福祉センター「泊泉苑」

Mail : ine294@mxn.kansai.ne.jp / ホームページ <http://ine-shakyo.jp/>

公式 SNS Instagram : @ine_shakyo

令和4年 3月 発行



Instagram



ホームページ

福祉有償運送サービスのご利用はいかがですか

社会福祉協議会では、国土交通省の認可を得て下記の対象者の外出支援サービスを行っています。ご利用したい方は、社協までご連絡ください。伊根町社協 32-0176

対象者

お一人で公共交通機関を利用できない方で、次の内容に該当し、本事業に利用会員登録している方

- ① 65歳以上の高齢者で要支援、要介護認定を受けている方
- ② 身体障害者福祉法による手帳を持っている方
- ③ 人工血液透析を受けている方
- ④ その他、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により、単独で移動が困難な方
- ⑤ 上記以外の方は、医師の診断書により利用可能

利用出来る範囲

- ① 伊根町内 ② 宮津市 ③ 京丹後市 ④ 与謝野町

【近畿運輸局登録番号：近京福第33号】



利用出来る日と時間帯

- ① 月曜から金曜日
- ② 午前8時30分～午後5時
- ③ 土日、祝祭日は休み

利用出来る内容

- ① 通院または入退院
- ② 公共機関への手続き等
- ③ 買い物（町内、与謝野町内）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの皆さまへ、借入申込期間が延長されました。詳しくはお電話にてお問合せください。☎32-0176

特例緊急小口資金、特例総合支援資金(初回)

借入申込期間延長：令和4年6月30日まで

伊根町災害ボランティアセンター

運営委員研修会を開催しました。

1月17日は「災害とボランティアの日」。その大切な日に合わせて、伊根町災害ボランティアセンター運営委員研修会を開催しました。講師は、京都府災害ボランティアセンター事務局の東直美様にお願いし、「新型コロナウイルス感染予防対策を行いながら災害が発生したら、どのように対応するか」として、クロスロードを使って防災について学びました。

【クロスロードとは】阪神・淡路大震災で、災害対応にあたった神戸市職員へのインタビューをもとに作成された、カードゲーム形式の防災教材です。



災害ボランティア講座を開催しました。

令和4年3月12日に災害についてのボランティア講座を開催。前日の3月11日は東日本大震災から11年目となり、今回の講座が災害について学ぶ大切な機会となりました。

講師は、京都府災害ボランティアセンターにお願いし、オンラインにて開催。

参加者は、20代から70代までの幅広い年代の方々に参加していただきました。



絵手紙講座 を 開催しました

(令和3年度ボランティア講座)

令和4年3月12日、伊根町老人福祉センター泊泉苑で絵手紙講座を開催しました。海蔵寺ご住職 天野様を講師にお招きし、和やかな雰囲気笑顔あふれる楽しい講座となりました。



天野様手作りの落款印。なんと！参加者全員にプレゼントしていただきました♪

趣味や特技のおすそ分け。誰かの技が地域で生き、そこから生まれる活動があります。
楽しいことが誰かのためになる、そんな素敵な活動を広げていきたいと考えています。

福祉サービス利用援助事業のご案内

高齢の方や障害のある方へ

こんなことで困っていませんか？

福祉サービスってどんなものがあるのかしら…？

通帳どこにしまったかしら…？



家計のやり繰りが不安…

郵便物などの書類がよく分からない…

安心して生活できるようにお手伝いします！

福祉サービス利用援助事業は、認知症や知的・精神障害がある方など判断に不安がある方が安心して暮らし続けられるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いをするサービスです。

《このようなお手伝いを行います》

①福祉サービス利用援助

必要な福祉サービスが利用できるよう、情報提供や相談支援、利用手続きの支援を行います。

②日常的な金銭管理支援

利用者の依頼に基づき、金融機関で入出金の代行、支払いの代行などの支援を行います。

③書類預かり

通帳やはんこ、証書など大切な書類をお預かりする支援を行います。

《利用料金》

①サービス提供

1時間1,000円（金融機関での入出金、現金のお届け、支払い等）

※サービス提供に必要な移動費は別途負担

②通帳・はんこ・公的書類のお預かり

月額250円

③上記以外の書類のお預かり

月額250円

なお、市町村民税非課税世帯に属する方、生活保護を受けている方は利用料の負担はありません。（令和4年4月1日現在）



相談からサービス提供まで、社会福祉協議会がお手伝いします。

プライバシーは必ず守ります。安心してご利用ください。